

○幹部隊舎に希望入居する者の取扱いに関する通達

昭和 36 年 1 月 12 日

海幕総（総）第 3 号

改正 昭和 47 年 4 月 7 日 海幕総第 1824 号

昭和 56 年 2 月 25 日 海幕総第 885 号

昭和 60 年 2 月 21 日 海幕総第 733 号

平成元年 4 月 4 日 海幕総務第 1579 号

平成 9 年 4 月 8 日 海幕総務第 1715 号

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

標記について、防衛庁長官から別紙のとおり通達があつたので、海上自衛隊においては幹部隊舎のほか一般営舎内に希望入居する場合もこれにより処理されたい。

なお、使用料の徴収等については、経理補給部長から通知させる。

添付書類：長発経施第 1494 号（35. 11. 10）

長発経施第 1494 号

昭和 35 年 11 月 10 日

海 上 幕 僚 長 殿

防 衛 庁 長 官

幹部隊舎に希望入居する者の取扱いについて

幹部隊舎は、自衛隊法第 55 条及び自衛隊法施行規則第 55 条の規定に基づき、勤務の必要上営舎内に居住を命ぜられた幹部自衛官を収容することを建前とする施設であるが、自衛隊の現状とその特殊性にかんがみ、当該地域の住宅事情等止むを得ない理由により隊舎に入居させる場合の取扱いについては、11 月 1 日以降当分の間、下記によることとせられたい。

記

1 入居許可基準

(1) 幹部隊舎は、その設置目的に違背しない範囲において、次に掲げる各号の一に該当する場合に限り、必要な条件を付して入居を許可することができる。

イ 新たに着任し、容易に住居が選定できず、住居が定まるまでの間入居を希望する場合

ロ 住居が滅失又は破損し、あるいは立退きを要求され、容易に他に住居が選定できず、臨時に入居を希望する場合

ハ その他やむを得ない理由があると許可権者が認めた場合

2 入居資格者

単身幹部自衛官及びこれに準ずる者

3 入居許可権者

入居を許可する者は、国有財産管理部局の長から当該隊舎の供用を受けた者又はその委

任を受けた者とする。

4 使用料

入居を許可した場合は、次の1号及び2号に掲げる建物使用料及び維持費を合計した幹部隊舎使用料を徴収しなければならない。

(1) 建物使用料

入居許可面積に応じ、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第1条第2項の寮に準じて使用料を算定する。

(2) 維持費

北海道地区、寒冷地区（北海道以外の寒冷地手当支給地区）及び一般地区に分類して次の料金による（算定調書は別紙のとおり。）

北海道地区 3,331 円

寒冷地区 2,755 円

一般地区 2,432 円

(3) 日割計算は次の方法による（算出された使用料の額に円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）。

当該隊舎の使用料×当該月の入居日数/当該月の日数

(4) 使用料計算の始期は許可書に記載された使用開始日とし、その終期は実際に明け渡した日（又は明け渡すべき日）とする。

5 使用料の歳入科目

(項) 国有財産貸付収入 (目) 建物及び物件貸付料

6 入居調書

入居許可権者が入居を許可した場合には、次に掲げる事項を記載した調書を備えなければならない。

(1) 入居者の官職氏名

(2) 入居させた事由

(3) 入居年月日及び退居年月日

(4) 入居許可面積

(5) 使用料及びその明細

(6) その他参考になるべき事項

添付書類：別紙

別紙

維持費算定調書

1 寝具損耗料

(1) 寝台使用料

寝台購入単価 3,914 円

耐用命数 20 年

$$3,914 \text{ 円} \times 1/20 \times 1/12 = 16 \text{ 円/月}$$

(2) 毛布等使用料

毛布等購入単価（加重平均） 2,453 円

$$2,453 \text{ 円} \times 1/12 = 204 \text{ 円/月}$$

(3) 掛布団使用料（北海道地区及び寒冷地区のみ）

掛布団購入単価 2,884 円

耐用命数 7 年

$$2,884 \text{ 円} \times 1/7 \times 1/12 = 34 \text{ 円/月}$$

(4) 毛布外注洗濯料

洗濯代（1人年間5枚）

777 円

$$777 \text{ 円} \times 1/12 = 64 \text{ 円/月}$$

(小計)

北海道地区・寒冷地区 (1)+(2)+(3)+(4)=318 円/月

一般地区 (1)+(2)+(4)=284 円/月

2 電気料

都市給水部隊、自隊給水部隊とも基本料金及び電力料金を計算して全国平均の電気料を求める。

(1) 都市給水部隊

$$0.114\text{kw} \times 1,539 \text{ 円/kw} \cdot \text{月} + 0.405\text{kWh/日} \times 365 \text{ 日/12 月} \times 15.79 \text{ 円/kWh} = 369.9 \text{ 円/月}$$

(照明等容量) (基本料金全国平均単価)

(照明等容量)

(電力量料金全国加重平均単価)

(2) 自隊給水部隊

$$(0.114\text{kw} + 0.035\text{kw}) \times 1,539 \text{ 円/kw} \cdot \text{月} + (0.405\text{kWh/日} + 0.245\text{kWh/日})$$

(給水動力容量)

(給水動力用電気量)

$$\times 365 \text{ 日/12 月} \times 15.79/\text{kWh} = 541.4 \text{ 円/月}$$

(3) 全国平均電気料

$$369.9 \text{ 円/月} \times 0.688 + 541.4 \text{ 円/月} \times 0.312 = 423 \text{ 円/月}$$

(都市給水部隊比率)

(自隊給水部隊比率)

3 水道料

$$0.211 \text{ m}^3/\text{日} \times 365 \text{ 日/12 月} \times 150.8 \text{ 円/m}^3 = 967 \text{ 円/月}$$

(一人当たり勤務時間外水道使用料)

(全国加重平均単価)

4 営舎費用

幹部隊舎勤務時間外利用率 0.751

(1) 営舎用消耗品、寝具修理費及び施設保守に要する費用

$$3,005 \text{ 円/年} \times 0.751 \times 1 \text{ 年/12 月} = 188 \text{ 円/月}$$

(2) 環境衛生費

$$492 \text{ 円/年} \times 0.751 \times 1 \text{ 年/12 月} = 30 \text{ 円/月}$$

(3) 保健管理費

426 円/年 $\times 0.751 \times 1$ 年/12月=26 円/月

(4) 防疫費

61 円/年 $\times 0.751 \times 1$ 年/12月=3 円/月

(小計) (1)+(2)+(3)+(4)=247 円/月

5 暖房用燃料費

重油と灯油の重油換算 1 kℓ当たりの加重平均単価 26,577 円/kℓ

北海道地区 0.79 kℓ/年 $\times 26,577$ 円/kℓ $\times 0.751 \times 1$ 年/12月=1,313 円/月

寒冷地区 0.45 kℓ/年 $\times 26,577$ 円/kℓ $\times 0.751 \times 1$ 年/12月=748 円/月

一般地区 0.28 kℓ/年 $\times 26,577$ 円/kℓ $\times 0.751 \times 1$ 年/12月=465 円/月

(各地区別一人当たり年間消費量)

6 合 計

維持費は、寝具損耗料、電気料、水道料、営舎費及び暖房用燃料費の合計に 105/103 を乗じた額とし、円未満の端数があるときは切り捨てる。

北海道地区

(寝具損耗料) (電気料) (水道料) (営舎費) (暖房用燃料費)

(318 円/月+423 円/月+967 円/月+247 円/月+1,313 円/月) $\times 105/103=3,331$ 円/月

寒冷地区

(318 円/月+423 円/月+967 円/月+247 円/月+748 円/月) $\times 105/103=2,755$ 円/月

一般地区

(284 円/月+423 円/月+967 円/月+247 円/月+465 円/月) $\times 105/103=2,432$ 円/月